



育児介護休業法の改正について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第66号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

令和6年5月24日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(以下「本改正法」といいます。)が成立しました。本改正法は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」と「次世代育成支援対策推進法」の一部を改正するものであり、基本的には令和7年4月1日から、一部は公布日(令和6年5月31日)もしくは令和7年10月1日に施行されます。

本改正法は、「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」及び「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」の3項目に分けることができることから、本稿では、改正後育児介護休業法を「本法」とし、それぞれの項目に係る主な改正概要について解説することといたします。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から
・育児介護休業法の改正について
〔 <https://www.clo.jp/column/4496/> 〕

~~~~~

【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 木村 瑠志〔 kimura\_r@clo.gr.jp 〕

~~~~~

※メールマガジンは、主として弊社事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 [<https://www.clo.jp/>]

(大阪事務所)

〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー15階

TEL:06-6676-8834 FAX:06-6676-8839

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8番 京都三井ビル 3階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC

All Rights Reserved.
.....